

島根県報

令和2年12月15日 (火)

号外 第 153 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課) 2

(") 3

告示

島根県告示第742号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

		道路		Ø	区	域		
道路の 種 類	路線名	区間		変更前 後の別		延長	管轄する地方機関の名称	
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番 3地先から同1395番 1 地先まで	前 A	メートル 10.95~ 35.19	メートル87.00	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地	
			A 後	10.95~ 35.19	87. 00		の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			В	5.00~ 15.00	134. 00		迂回路設置	
"	浜田八重可部線	浜田市後野町698番1 先から同市佐野町イ32番5地先まで		A前	6.00~ 42.00	4, 612. 82	浜田県土整備	
		浜田市後野町698番1 先から同町1857番3 出 先まで		В	16. 40~ 73. 90	2, 691. 90		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事
		浜田市後野町698番1地 先から同市佐野町イ337 番1地先まで	A 後	6.00~ 52.10	4, 722. 82	事務所	拡幅 ダブルウェイ延伸	
			В	10.50~ 75.25	4, 210. 30			
"	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ 1879番 1 地先から同イ 1874番 1 地先まで	前	5.80~ 14.50	160.00 益田県土整備	災害防除工事		
			後	6.80~ 35.50	160.00	事務所	拡幅	

島根県告示第743号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番3地先から同 1395番1地先まで	メートル	令和2年 12月15日	県央県土整備 事務所		
"	佐野波子停車 場線	浜田市佐野町イ333番1地先から同町イ 341番1地先まで	112. 00	令和2年 12月15日 浜田県土整備			
"	浜田八重可部線	浜田市佐野町イ312番1地先から同町イ 337番1地先まで	221. 00	令和2年 12月15日	事務所		